

令和7年3月11日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定 ～国が管理する区間を指定します～

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道のうち、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路の区間や重要都市を連絡する区間等については、国が直轄で管理することとし、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）で指定しています。今般、一般国道の指定区間を変更するほか、一般国道の一部区間を県道に移管することに伴い、本政令を改正する必要があります。

2. 政令改正の概要

（1）一般国道101号の路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	指定区間に指定する区間	延長
一般国道 101号	青森県つがる市柏稲盛岡本97番1～ 青森県つがる市木造越水長谷川162番4 (柏浮田道路)	12.3km
計	1路線（1区間）	12.3km

（2）一般国道113号の路線の一部区間を指定区間から除外します。

路線名	指定区間から除外する区間	延長
一般国道 113号	山形県長井市今泉字八景2763番1～ 山形県南陽市和田字深田3536番1	7.6km
計	1路線（1区間）	7.6km

（3）一般国道23号の路線の一部区間を指定区間外国道から県道に移管します。

路線名	指定区間外国道から県道に移管する区間	延長
一般国道 23号	愛知県豊橋市西浜町9番1～ 愛知県額田郡幸田町大字須美字牛ノ松30番1	23.0km
計	1路線（1区間）	23.0km

3. スケジュール

公布日：令和7年3月14日（金）

施行日：令和7年4月1日（火）

【問合せ先】

道路局 路政課 有賀、只埜、高砂、杉崎（内線：37333）

電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8480

国道・技術課 大胡（内線：37832）

電話 代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8492

